

第71回大野市介護保険運営協議会概要

令和3年6月18日（金）午後7時から午後8時
結とびあ3階 302号室

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 市長あいさつ

4. 会長・副会長の選出

5. 会長あいさつ

6. 議題

(1) 介護保険運営協議会の所掌事務について【資料1】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 特になし

(2) 介護保険事業の実施状況について【資料2】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 ○介護予防・生活支援サービス事業の第1号訪問事業の訪問型サービスCの令和2年度の件数が「0」となっているが、この事業は中止になったのか。
→中止はしていない。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により実績がなかったと思われる。サービスCは3カ月程集中的にリハビリをして回復を目指すプログラムであり、利用者が積極的に活動をしたいという気持ちがないと難しいサービスである。

7. 報告事項

(1) 大野市介護保険条例の一部を改正する条例案について【資料3】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 ○税制改正による条例改正の詳細は。
→介護保険料の基準となる所得金額を国の基準に合わせた。例えば年金の控除額を、120万円から110万円にする等。
○新型コロナウイルスによる介護保険料の減免の申請者数は。
→令和2年度で21人であった。
○減免された21人は介護保険料の段階が下がったということか。
→保険料の段階は下らない。
○介護保険料を収めた後でも、コロナウイルスによる介護保険料の減免対象者となった場合は還付されるのか。
→還付される。
○コロナの影響で昨年より所得が下がった場合が対象となるということだが、

所得の減少をどのように確認するのか。

→確定申告の写しを申請書に添付してもらい確認する。コロナによる介護保険料の減免の対象となるのは、ほとんどの場合事業をしている方だと思う。

(2) 介護サービス事業所の指定及び指定更新等について【資料4】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 特になし

8. その他

・第8期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業所整備について【資料5】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 ○地域密着型サービスは各中学校区でバランスをとって設置しているが、今回開成中学校区に設置する理由は、

→各中学校区の施設数や、認知症の方の人数等を調査した結果、開成中学校区で施設が不足していると分かったため。

○整備の費用に補助金はあるのか。

→県の補助がある。公募して決定された事業所が、施設を整備するために補助金の交付を希望するのであれば、市を通じて申請する。

○公募が1事業所だけであっても、選定を行うのか。

→1事業所だけだとしても、現場を見て、地域の方等の意見を聞き決定する。

○認知症型のグループホームの整備を予定しているとのことだが、さらに市に施設が整備されると施設同士の競争になるのではと思う。施設側の問題として、人材不足であることや、施設サービスの質の確保も課題である。

○訪問介護事業所も減っており、認知症対応型通所介護も利用料が高いため、利用者が減っている。

→人材不足については、入所施設に関わらずどの事業所も全体的に足りないということは伺っており、市も対応に苦慮している。ご意見をいただけたらと思う。

9. 閉会あいさつ